

徳島県地域防災計画(修正案)の概要

1 地域防災計画について

- 「災害対策基本法」に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める「防災基本計画」との整合を図りながら「県防災会議」が決定
- 本計画は、県・国・市町村及び防災関係機関の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めたもの

2 主な修正(追加)項目

(1) 国の「防災基本計画」を踏まえた修正

○避難情報の適切な発令のための取組み

- ・ 市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

[p. 122(共通対策編 第3章 災害応急対策 第9節 避難対策の実施)]

- ・ 津波被害の可能性のある市町村は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

[p. 279 (地震災害対策(南海トラフ地震対策)編 第7節 避難対策の充実)]

○要配慮者への取組み

- ・ 市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

[p. 128(共通対策編 第3章 災害応急対策 第9節 避難対策の実施)]

- ・ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

[p. 47 (共通対策編 第2章 災害予防 第8節 避難行動要支援者等への支援対策の充実)]

○防災意識の普及・啓発

- ・ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

[p. 24 (共通対策編 第2章 災害予防 第1節 防災知識の普及・啓発)]

(2) 県施策の推進に伴う追加

○官民連携の被災者支援体制の構築

- ・ 県及び市町村は、被災者が早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会や士業団体、NPO等）と連携し、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

[p. 221 (共通対策編 第4章 災害復旧・復興 第4節 被災者の生活再建等の支援)]

○災害時のペット同行避難対策

- ・ 被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策については、動物救援本部及び現地災害対策本部を設置し、実施する。

[p. 178 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第21節 動物救済対策)]

- ・ 県及び市町村は、平常時から関係団体との連携体制を整備しておくとともに、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等について普及啓発を行う。

[p. 45 (共通対策編 第2章 災害予防 第7節 住民等の避難対策)]

- ・ 市町村は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。

[p. 129 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第9節 避難対策の実施)]

○災害時快適トイレ計画の推進

- ・ 市町村は、「災害時快適トイレ計画」等について、市町村地域防災計画等の改善等に活用するものとする。また、発災後は、「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努める。

[p. 128 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第9節 避難対策の実施)]

○安否不明者等の氏名等の公表

- ・ 市町村は、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行なう。
- ・ 県は、必要と認めるときは、市町村等と連携のうえ、マニュアルを活用して安否不明者等の氏名等を公表し、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。

[p. 156 (共通対策編 第3章 災害応急対策 第15節 救出・救助対策)]